平成29年度の主な税制改正

取引相場のない株式の評価の見直しについて

資産税関係・前編

税理士 塚本 和美

1 会社規模の判定基準の見直し

取引相場のない株式等を評価する際の会社規模の判定基準に見直しが行われ、大会社と中会社(Lの割合が0.9と0.75のもの)の範囲が広がることになりました。会社規模の区分が上位に変わると類似業種比準価額の比重が増えることになります。 この改正は、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

会社規模の判定基準

- 従業員数100人以上の会社は大会社 ➡ 従業員数70人以上の会社は大会社
- 従業員数100人未満の会社は下記の表にて区分する
 → 従業員数70人未満の会社は下記の表にて区分する

	判定基準(*)						会社規模の区分
① 直前期末の総資産価額と従業員数に応ずる区分				② 直前期末以前1年間の取引金額に応する区分			
総資産価額(帳簿価額)				取引金額			()はLの割合
卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・ サービス業以外	従業員数	卸 売 業	小売・サービス業	卸売業、小売・ サービス業以外	
20億円以上	10億円 →15億円 以上	10億円 →15億円 以上	50人超 →35人 超	80億円 →30億円 以上	20億円以上	20億円 →15億円 以上	大会社
14億円→ 4億円 以上	7億円→ 5億円 以上	7億円 →5億円 以上	50人超 →35人 超	50億円→ 7億円 以上	12億円→ 5億円 以上	14億円 →4億円 以上	中会社 (0.9)
7億円 →2億円 以上	4 億円 →2.5億円 以上	4 億円 →2.5億円 以上	30人超 →20人 超	25億円 →3.5億円 以上	6 億円 →2.5億円 以上	7億円 →2億円 以上	中会社 (0.75)
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社 (0.6)
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

^{*} 会社規模の判定は、①の区分(総資産価額と従業員数のいずれか下位の区分)と、②取引金額の区分とのいずれか上位の区分により判定

(参考) 取引相場のない株式等の原則的な評価方法(1株当たり)

会社規模の区分	原則的な評価方法					
大 会 社	類似業種比準価額*1					
中 会 社	類似業種比準価額*1 × Lの割合 + 純資産価額*3 × (1 – Lの割合)					
小 会 社	純資産価額*2 *3					

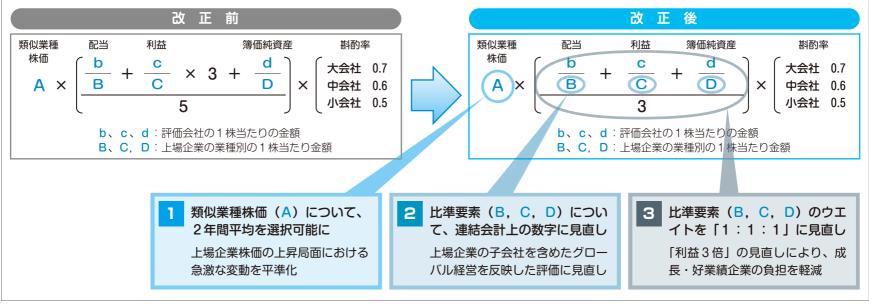
- *1 類似業種比準価額よりも純資産価額が低い場合は純資産価額を選択可
- * 2 「類似業種比準価額*1 × 0.5 + 純資産価額*3 × 0.5」を選択可
- *3 同族株主等の議決権割合が50%以下の場合は純資産価額×80%

2 類似業種比準方式による株価の算出方法の見直し

類似業種の株価変動や評価会社の利益が過度に株価に反映されないよう、類似業種比準方式の見直しが行われました。特に3要素(配当・利益・簿価純資産)の比準割合が「1:3:1」から「1:1:1」に変わることにより、業績が好調な会社の評価額は下がり、内部留保が高い会社の評価額は上がる方向で影響を受けます。なお、医療法人の出資の評価についても同様に見直されました。

この改正は、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

● 類似業種比準方式による株価の算出方法



(出典) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について (中小企業・小規模事業者関係)」





塚本 和美(税理士)

同志社大学経済学部卒。平成12年に税理士登録。税理士事務所勤務を経て 平成21年にみどり税理士法人設立。

【事務所】大阪市淀川区宮原



「住宅ローン控除・住宅取得資金 贈与確定申告ガイド」他

